

【労働委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件、本院議員提出2件の合計9件であり、内閣提出7件を可決した。

また、本委員会付託の請願15種類136件のうち、2種類4件を採択した。

〔法律案等の審査〕

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案は、障害者の法定雇用率の算定基礎に、従来の身体障害者に新たに精神薄弱者を加えること、子会社が雇用する障害者を親事業主が雇用したとみなすことができる「特例子会社」の認定要件を緩和すること、市町村レベルで職業準備訓練を行う「障害者雇用支援センター」の設置主体に社会福祉法人を加えること、パートタイムの精神障害者を助成金の対象に加えることなどを内容とするものである。

委員会においては、新たに設定される障害者雇用率の見込み、精神障害者に対する雇用促進策、雇用率未達成企業に対する指導の強化、就労をめぐる障害者の人権擁護、特例子会社の認定要件緩和の意義、障害者雇用支援センターの今後の設置の動向等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、平成9年4月1日からの週40時間労働制の全面実施に当たり、従来適用が猶予されてきた中小企業等において、その円滑な定着を図るため、①労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を延長すること、②平成10年度末までの2年間を指導期間とし、きめ細かな指導、援助等を行うよう国が配慮しなければならないことなどを内容とするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、年間1800労働時間達成に取り組む決意、指導期間における強力な行政指導と監督の必要性、小規模の接客娯楽業などに認められる週46時間労働の特例措置の今後の扱い等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、現在なお多数の中小企業において週40時間労働制が導入されていない状況とその円滑な実施のための対策、2年間の指導期間の意味ときめ細かな指導の内容、労働基準法の趣旨からみた週40時間労働制移行後の賃金の在り方、時間外労働を抑制するための方策等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。なお、政府一体となった労働時間短縮対策の推進等

4 項目の附帯決議が行われた。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案は、高度技能労働者が就業する企業が集積している地域のうち、生産拠点の海外移転などにより雇用状況の悪化やそのおそれが生じている地域の雇用開発を促進するため、新たに法律の対象地域として「高度技能活用雇用安定地域」を加え、当該地域における高度技能等を活用した新事業の展開による雇用機会の創出やこれに必要な能力開発等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、産業の空洞化と雇用についての現状と見通し、高度技能の維持継承策、高度技能活用雇用安定地域の指定の方針及び労働省と通産省との連携の必要性、地域雇用開発のための現行の助成金の支給実績と効果等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案は、特殊法人の整理合理化の推進等を図るため、中小企業退職金共済事業団と特定業種退職金共済組合を統合し、新たに勤労者退職金共済機構を設立しようとするものである。

委員会においては、中小企業退職金共済制度の普及状況と加入促進策、資産運用の現状と財政上の問題点、雇用の流動化に対応した退職金制度の在り方、両法人の統合による行政改革上の効果等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案は、東京一極集中の是正等に資するため、労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更するほか、監事が理事長又は労働大臣に意見を提出できるようにするとともに、理事及び監事の任期を4年から2年に変更するなど、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、事業団移転の目的と評価、監事の権限強化の効果、労働災害の予防等に果たす労災病院の役割の重要性等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案は、労働者の職業能力の開発・向上を促進するため、①職業能力開発短期大学校の一部を拡充して新たな職業能力開発大学校に昇格させること、②現行の職業能力開発大学校を職業訓練指導員の養成や調査研究業務及び新技術に対応した職業訓練を総合的に行う職業能力開発総合大学校に改組すること、③労働者の自発的な職業能力の開発・向上への取組に対する支援措置を講ずることなどを内容とするものである。

委員会においては、行政改革の視点からみた雇用促進事業団の業務、職業能

力開発大学の設置方針と職業訓練の内容、職業能力の開発のための自己啓発の重要性と支援策等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案は、働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、①募集・採用における男女の均等な機会の確保及び配置・昇進における男女の均等な取扱いについて、事業主に課している努力義務を差別禁止に改めること、②機会均等調停委員会の調停は、関係当事者の一方からの申請で開始できることとすること、③差別禁止規定に違反している事業主が是正勧告に従わない場合、労働大臣はその旨を公表できること、④セクハラ防止やポジティブ・アクションに関する規定を設けること、⑤18歳以上の女性労働者について、年間150時間の時間外労働の上限規制、休日労働の制限及び深夜業の禁止を廃止すること（ただし、事業主は、小学校入学前の子供を養育する労働者や家族介護を行う労働者が請求した場合には、原則として、深夜業をさせてはならないこと）、⑥多胎妊娠の場合の産前休業期間を、10週間から14週間に延長すること、⑦妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置を事業主に義務づけること、⑧「婦人少年室」の名称を「女性少年室」に変更することなどを内容とするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、男女双方を対象とした「性差別禁止法」実現の重要性、間接差別禁止規定の必要性、差別禁止規定の実効を高めるための施策の在り方、女子保護規定解消の是非、職業生活と家庭生活の両立支援策等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、女子保護規定の解消と男女共通の時間外労働規制の必要性、保育施策の拡充策、女性の職域拡大のこれまでの実績と今後の見通し、深夜業や時間外労働が母性機能に与える影響、違反企業公表制度や調停制度の適正な運用、セクハラ防止の具体策、性別役割分担意識の解消の必要性等について質疑が行われた。

また、参考人として、日本経営者団体連盟労務法制部長・婦人少年問題審議会委員荒川春君、明治大学法学部講師松岡二郎君、東京都立大学法学部教授浅倉むつ子君、日本労働組合総連合会女性局長高島順子君、弁護士坂本福子君を招致し、意見の聴取と質疑を行うとともに、食品製造業における女性労働者の深夜勤務の実情等の視察を行った。

質疑終局を採決で決した後、吉川委員から原案の女子保護規定の解消を撤回することなどを内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案は否決さ

れ、本案は多数で原案どおり可決された。なお、時間外労働協定の適正化指針の実効性を高めるための方策等の検討、女子保護規定の解消に伴う女性労働者に対する激変緩和措置の検討等14項目の附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

2月20日、岡野労働大臣から所信を、渡邊労働大臣官房長から平成9年度労働省関係予算について説明を聴取し、2月25日、質疑を行った。

現下の雇用失業情勢と対策、日本型雇用慣行の評価、21世紀における雇用施策の在り方、産業構造の変化に対応した職業能力開発施策、労働力の需要と供給のミスマッチの解消策、労働省の行政改革への取組、雇用促進事業団の在り方、持株会社解禁に伴う労使問題、労働分野の規制緩和の方向、男女雇用機会均等法改正案の検討に必要な視点、女子保護規定の解消が母性機能に与える影響、パート労働法見直しの必要性、少子化の原因と対策、シルバー人材センターの課題、三井三池炭鉱閉山に伴う雇用問題、蒲原沢の土石流災害等の問題が取り上げられた。

なお、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度労働省関係予算の審査を行い、雇用の空洞化現象の現況と対策、雇用調整助成金の活用状況、就職協定廃止の影響と対策、ホワイトカラーの能力開発の重要性、行政改革に伴う雇用不安への対応、公益法人における情報公開の必要性、労働基準監督官等の増員の必要性、労働時間の短縮に向けた方策、労働災害の防止等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年2月20日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働問題に関する調査を行うことを決定した。
- 労働行政の基本施策に関する件について岡野労働大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月25日（火）（第2回）

- 労働行政の基本施策に関する件について岡野労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月14日（金）（第3回）

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法

第62号) について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月18日(火) (第4回)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号) について岡野労働大臣、政府委員、厚生省、社会保険庁、警察庁、法務省、文部省及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第62号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付) について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月21日(金) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付) について岡野労働大臣、政府委員、中小企業庁及び運輸省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年3月25日(火) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付) について討論の後、可決した。

(閣法第10号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付) について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日(木) (第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成9年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成9年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (労働省所管) について岡野労働大臣、政府委員及び文部省当局に対

し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について岡野労働大臣、政府委員、通商産業省及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第11号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年4月3日（木）（第8回）

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月8日（火）（第9回）

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について岡野労働大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第63号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年4月17日（木）（第10回）

- 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月22日（火）（第11回）

- 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について岡野労働大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第12号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

- 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月24日（木）（第12回）

- 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について岡野労働大臣、政府委員、文部省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第28号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年5月27日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日（木）（第14回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について岡野労働大臣、政府委員、厚生省、人事院、総理府、総務庁、自治省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月3日（火）（第15回）

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本経営者団体連盟労務法制部長・

婦人少年問題審議会委員	荒川	春君
明治大学法学部講師	松岡	二郎君
東京都立大学法学部教授	浅倉	むつ子君
日本労働組合総連合会女性局長	高島	順子君
弁護士	坂本	福子君

○平成9年6月10日（火）（第16回）

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について

岡野労働大臣、政府委員、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第29号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月17日(火) (第17回)

- 請願第46号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第114号外131件を審査した。
- 労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
(閣法第10号)

【要 旨】

本法律案は、平成9年4月1日から週40時間労働制が全面的に実施される中で、従来適用が猶予されていた中小企業等において、その円滑な定着が図られるよう措置するものであり、主な内容は次のとおりである。

1 廃止期限の延長

本法律の廃止期限を平成13年3月31日まで延長する。

2 指導、援助等に当たっての配慮

週40時間労働制の適用が猶予されていた中小企業等に対しては、平成9年4月1日から2年間の指導期間を設け、この間、法に基づく指導、援助等を行う場合、きめ細かく行うよう配慮する。

3 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現し、国際公約ともなっている年間総実労働時間1,800時間を早期に達成するよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。

- 2、本法の施行に当たり、労働基準法の適用については、労働条件を低下させないとの同法の趣旨が徹底されるよう十分留意すること。また、本法に基づくきめ細かな指導、援助等が週40時間労働制の定着に向けて十分な効果を上げることができるよう万全の対応を図ること。
 - 3、週40時間労働制の円滑な定着に向けて、中小零細企業対策を効果的に行うとともに、下請中小企業の労働時間短縮のため、発注方法の改善等取引慣行の是正など、関係法律の遵守に向けた取組を一層強力に進めること。また、年次有給休暇の付与及び取得日数の増加、時間外労働の抑制策等について労使の認識を高めるように努めること。
 - 4、週40時間労働制に完全に移行できるよう、本法の趣旨、内容、労働時間の短縮の意義について、事業主団体等に対する周知を図るとともに、業種や地域の実情に応じた労働時間短縮の進め方については、地方労働基準審議会や地方労働時間問題懇談会等の場を活用して、十分な論議が行われるようにするなど、関係者の合意形成の促進に努めること。
- 右決議する。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、高度の技能等を有する労働者を雇用する事業所が集積している地域のうち、産業構造又は国際経済環境の変化等により、雇用状況の悪化やそのおそれのある地域について、高度技能等を活用した雇用機会の創出等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の対象地域の追加

本法律の対象地域として、高度技能活用雇用安定地域を加える。当該地域は、高度の技能等を有する労働者を雇用する事業所が集積し、かつ、雇用状況の悪化やそのおそれのある地域のうちから地域雇用開発のための措置を講ずる必要があるものについて労働大臣が指定する。

2 地域雇用開発のための助成及び援助

政府は、高度技能活用雇用安定地域において、高度の技能等を有する労働者等の受入れを行う事業主、高度の技能等を活用した地域雇用開発を図るための調査研究を行う事業主団体及び新たに必要な高度の技能等を習得させるための教育訓練等を行う事業主に対して、雇用保険法に基づく必要な助成及び援助を行う。

なお、これらの助成及び援助に係る事業は雇用促進事業団が実施する。

3 施行期日

本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要 旨】

本法律案は、東京一極集中の是正に資するため、労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更するとともに、特殊法人全般に対する提言等を踏まえ、監事の意見の提出、役員任期の短縮等について措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 主たる事務所の移転

労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更する。

2 監事の意見の提出

労働福祉事業団の監事は、監査の結果に基づき、理事長又は労働大臣に意見の提出をすることができることとする。

3 役員任期の短縮

労働福祉事業団の理事及び監事の任期を4年から2年に変更する。

4 決算の完結期限

毎事業年度の決算の完結の期限を翌年度の5月31日までとする。

5 罰金額等の引上げ

罰金額等について所要の引上げを行う。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、1については平成10年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

（閣法第28号）

【要 旨】

本法律案は、最近の急激な産業構造の変化に伴い、高度の職業能力を有する人材の育成が急務となっているため、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校を設置するなど高度職業訓練の実施体制を整備するとともに、労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公共職業訓練の高度化に伴う高度職業訓練の実施体制の整備

(1) 現行の職業能力開発短期大学校で行っている職業訓練の課程に加え、さらに専門的・応用的な職業能力を開発・向上させるための高度な職業訓練

の課程を行う施設を職業能力開発大学校とする。

(2) 現行の職業能力開発大学校で行っている職業訓練指導員の養成及び職業能力の開発・向上に関する調査・研究に加え、公共職業訓練等の実施の円滑化に資するものとして新技術等に対応した職業訓練を総合的に行う施設を職業能力開発総合大学校とする。

(3) 国は、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校を設置するとともに、都道府県及び認定職業訓練を行う事業主等は、職業能力開発大学校を設置できるものとする。

2 労働者の自発的な職業能力の開発・向上の促進

(1) 職業能力の開発・向上の促進は、労働者の自発的な職業能力の開発・向上のための努力を助長するよう配慮しつつ行われることを基本理念とする。

(2) 事業主は、必要に応じ、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与や教育訓練等を受ける時間を確保するための措置を講ずること等により、その雇用する労働者の自発的な職業能力の開発・向上を促進するものとする。

(3) 国及び都道府県は、労働者が自ら教育訓練等を受ける機会を確保するための援助を講ずる事業主等に対して、必要な援助等を行うものとする。

3 雇用促進事業団の業務

(1) 雇用促進事業団は、国が設置・運営することとされている職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校の設置・運営を行う。

(2) 労働者の自発的な職業能力の開発・向上に係る国の必要な援助等は、雇用促進事業団において実施する。

4 施行期日

この法律は公布の日から3月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし1及び3の(1)については、平成11年4月1日から施行する。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）

【要 旨】

本法律案は、雇用の分野における男女の均等な取扱いを一層促進し、女性労働者の職域の拡大を図るため、募集、採用、配置及び昇進における事業主の女性労働者に対する差別的取扱いを禁止するとともに、女性労働者に係る時間外・休日労働及び深夜業の規制の廃止、母性保護に関する措置の充実等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の改正

(1) 題名及び総則の改正

法律の題名を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改めるとともに、法律の主たる目的を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る」こととし、これに伴い法律の基本理念を「女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすること」に改める。

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

① 「募集・採用における男女の均等な機会の確保及び配置・昇進における男女の均等な取扱い」について、事業主に課している努力義務を、差別禁止に改める。

② 国は、男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するための計画の策定・実施等の取組（ポジティブ・アクション）を行う事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

(3) 実効性を確保するための措置

① 機会均等調停委員会が行う調停については、関係当事者の一方からの申請で開始できることとする。

② 事業主は、女性労働者が女性少年室長に紛争解決の援助を求めたこと又は調停の申請をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

③ 労働大臣は、女性労働者に対する差別を禁止する規定に違反している事業主が、その是正を求める勧告に従わない場合には、その旨を公表することができる。

(4) 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

① 事業主は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため雇用管理上必要な配慮をしなければならないものとし、労働大臣は、その指針を定めるものとする。

② 女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理のために勤務時間の配慮など必要な措置を事業主が講ずることについて、従来、事業主の努力義務規定としていたものを義務規定に改め、労働大臣は、その指針を定めるものとする。

2 労働基準法の改正

(1) 18歳以上の女性労働者について、年間150時間の時間外労働の上限規制

及び休日労働の制限並びに深夜業の禁止を廃止する。

(2) 多胎妊娠の場合の産前休業の期間を、10週間から14週間に延長する。

- 3 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正
事業主は、小学校入学前の子供を養育する労働者や家族介護を行う労働者が請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜業をさせてはならない。

4 用語の整理

「女子」を「女性」に、「婦人少年室長」を「女性少年室長」に改めるなど用語の整理を行う。

5 施行期日

この法律は、平成11年4月1日から施行する。ただし、4については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、1の(4)の②及び2の(2)については、平成10年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 男女双方に対する差別を禁止する「性差別禁止法」の実現を目指すこと。
また、いわゆる「間接差別」について何が差別的取扱いであるかを、引き続き検討すること。
- 2 時間外労働の抑制について労使の認識を高めるよう努めつつ、中央労働基準審議会における時間外・休日労働等の在り方についての検討に際しては、諸外国の例など参考となる情報を提供し、時間外労働協定の適正化指針の実効性を高めるための方策等について、平成11年4月から改正均等法が施行されることに留意し、速やかに実施されるよう、労使の意見を十分尊重しつつ、検討が行われるように努めること。
- 3 国際公約ともいえるべき年間総実労働1,800時間の早期達成に向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。
- 4 中央労働基準審議会における時間外・休日労働等の在り方についての検討に際しては、女子保護規定の解消により、家庭責任を有する女性労働者が被ることとなる職業生活や労働条件の急激な変化を緩和するための適切な措置について、労使の意見を十分に尊重しつつ、検討が行われるように努めること。
- 5 家族的責任を有する男女労働者の時間外・休日労働及び深夜業については、その事情を配慮するよう事業主に対し指導等の措置を講ずるとともに、事業主が配慮すべき事情について、参考となる情報を十分に提供するよう努める

こと。

- 6 事業主が新たに女性労働者に深夜業をさせようとする場合は、労使間で十分な協議を行うとともに、深夜業に就業することに伴う個々の労働者の負担を軽減するための就業環境の整備に努めるよう指導を強化すること。
- 7 深夜業が労働者の健康及び家庭・社会生活に及ぼす影響について調査研究を進め、その実態把握に努めること。
- 8 法の実効性を高めるために、都道府県女性少年室長の「助言・指導・勧告」について明確な基準を定めるとともに、調停制度及び公表制度については、法の趣旨が十分生かされるよう積極的な活用を図ること。
- 9 あらゆる分野の労働者に関するポジティブ・アクションの促進のための対策を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメントに関しては、その原因を分析することにより実効性ある指針を策定し、行政指導を強化すること。
- 10 労働基準法の趣旨にのっとり、男女の賃金格差をもたらしている原因を分析し、速やかな改善方法の検討を行うこと。
- 11 少子・高齢化の進展を踏まえ、看護休暇、保育・介護施策など職業生活と家庭生活の両立支援対策を充実強化すること。
- 12 均等法の円滑な施行を図るため、都道府県女性少年室の充実強化を図ること。
- 13 「パート労働法」及び指針の実効ある見直しを速やかに行うこと。
- 14 この法律の施行後適当な時期に、この法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、障害者雇用の一層の促進を図るため、精神薄弱者を含む障害者雇用率の設定、特例子会社の認定要件の緩和、障害者雇用支援センターの指定要件の緩和等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 精神薄弱者を含む障害者雇用率の設定

従来 of 身体障害者に新たに精神薄弱者を算定基礎に加えた障害者雇用率（法定雇用率）を設定し、事業主はその雇用する身体障害者又は精神薄弱者の数を障害者雇用率以上であるようにしなければならないこととする。

2 特例子会社の認定要件の緩和

子会社が雇用する障害者を親事業主が雇用する障害者とみなすことができる特例子会社の認定要件を緩和し、「親事業主と営業上の関係が緊密であること」という要件を廃止すること。

3 障害者雇用支援センターの指定要件の緩和等

市町村レベルで授産施設等における福祉的就労等を一般雇用に結びつけていくための相談・援助を一貫して行う「障害者雇用支援センター」について、その設置主体に社会福祉法人を加えるとともに、職業準備訓練の業務については、従来と同様センター自らが行うほか、新たに地域障害者職業センター等への訓練のあっせんもできるようにすること。

4 精神障害者である短時間労働者に対する助成措置の適用

助成金の対象となる障害者に、精神障害者である短時間労働者を加えること。

5 助成金の整理

障害者に必要な施設又は設備の設置等に係る助成金について、統合等の整理をすること。

6 除外率設定業種に係る障害者雇用調整金等の支給の際の労働者数の算定方法の変更

障害者雇用調整金及び報奨金の支給の際の労働者数の算定については、除外率を適用しないこととすること。

7 施行期日

この法律は、平成10年7月1日から施行すること。ただし、2については平成9年10月1日から、3から5までについては平成10年4月1日から施行すること。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進するため、中小企業退職金共済事業団と特定業種退職金共済組合を統合し、新たに勤労者退職金共済機構を設立するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業の従業員の退職金共済制度を運営するとともに、その福祉の増進を図るために必要な業務を行う。

2 役員

- (1) 機構に、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人以内及び監事 1 人を置くほか、非常勤の監事 3 人以内を置くことができる。
- (2) 理事長及び副理事長の任期は 4 年、理事及び監事の任期は 2 年とし、役員は再任されることができる。

3 運営委員会

- (1) 機構に、特定業種ごとに運営委員会を置く。
- (2) 特定業種退職金共済規程の変更、事業計画、予算等の重要事項は、運営委員会の議を経なければならない。
- (3) 運営委員会は、労働大臣が任命する運営委員 20 人以内及び理事長が指名する理事 1 人をもって組織する。

4 業務

機構は、中小企業退職金共済事業を行うほか、従業員福祉施設の設置等のための資金の貸付け等を行う。

5 財務及び会計

- (1) 機構は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。
- (2) 機構は、一般の中小企業退職金共済業務と特定業種退職金共済業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理し、各勘定間の資金の融通は行ってはならない。

6 附則

- (1) 機構は、設立委員から労働大臣に、機構の設立準備完了の届出があったときは、平成10年 4 月 1 日に成立する。
- (2) 中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、機構が承継する。
- (3) この法律は、平成10年 4 月 1 日から施行する。ただし、6 の(1)及び(2)については公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※10	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	9. 1. 31	9. 3. 17	9. 3. 25 可決 附帯決議	9. 3. 26 可決	9. 2. 21	9. 3. 7 可決 附帯決議	9. 3. 11 可決
			○9. 3. 17	参本会議趣旨説明			○9. 2. 21	衆本会議趣旨説明	
※11	地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案	〃	1. 31	3. 25	3. 27 可決	3. 28 可決	3. 6	3. 19 可決	3. 25 可決
※12	労働福祉事業団法の一部を改正する法律案	〃	1. 31	4. 15	4. 22 可決	4. 25 可決	4. 8	4. 11 可決	4. 15 可決
※28	職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	4. 22	4. 24 可決	4. 25 可決	4. 16	4. 18 可決	4. 22 可決
※29	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案	〃	2. 7	5. 26	6. 10 可決 附帯決議	6. 11 可決	5. 6	5. 16 可決 附帯決議	5. 20 可決
			○9. 5. 26	参本会議趣旨説明			○9. 5. 6	衆本会議趣旨説明	
62	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 7	3. 13	3. 18 可決	3. 19 可決	3. 25	4. 2 可決 附帯決議	4. 3 可決
63	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	〃	3. 7	3. 18	4. 8 可決	4. 9 可決	5. 20	5. 23 可決	5. 27 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	解雇等の規制に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (9. 2. 28)	9. 3. 3		9. 6. 4	未了				
2	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (9. 2. 28)	3. 3		6. 4	未了				